

第17回

京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年5月21日（木）午後6時30分～
京都府職員福利厚生センター会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 緊急事態宣言解除後の対応について
- (2) その他

3 閉 会

第17回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年5月21日

所 属	職 名	氏 名
	知 事	西脇 隆俊
	副知事	山内 修一
	副知事	山下 晃正
	副知事	舟本 浩
	企画理事	古川 博規
	危機管理監	藤森 和也
知事直轄	知事室長	岡本 吉弘
知事直轄	職員長	番場 靖文
総務部	総務部長	勝目 康
文化スポーツ部	文化スポーツ部長	稲垣 勝彦
健康福祉部	健康福祉部長	松村 淳子
商工労働観光部	商工労働観光部長	鈴木 一弥
府議会	事務局長	太田 稔治
教育委員会	教育長	橋本 幸三
警察本部	警察本部長	植田 秀人
山城広域振興局	局長	川口 龍雄
南丹広域振興局	局長	前川 二郎
中丹広域振興局	局長	綾城 義治
丹後広域振興局	局長	中本 晴夫

にテ
レ
ビ
の
参
加
議
シ
ス
テ
ム

新型インフルエンザ等対策特別措置法第23条第4項に基づく出席者

所 属	職 名	氏 名
京都府新型コロナウイルス 感染症対策専門家会議	議長	松井 道宣
京都市	危機管理監	三科 卓巳

京都府における緊急事態宣言解除後の対応方針（案）

令和 2 年 5 月 2 1 日
京都府新型コロナウイルス
感染症対策本部

京都府域における緊急事態宣言解除を踏まえ、5月15日に公表した新型コロナウイルス感染拡大防止のための京都府における緊急事態措置を解除するとともに、今後、下記のとおり対応する。

記

1 期間

令和 2 年 5 月 2 3 日～5 月 3 1 日

※5月29日を目途に全国の緊急事態宣言の状況等を踏まえ、改めて見直しを検討する。

2 外出等の行動について

- ① 特定警戒都道府県への往来を避けるとともに、不要不急の都道府県をまたぐ移動を控えるよう要請する。
- ② これまでにクラスターが発生しているような施設や「三つの密」のある場所への外出を控えるよう要請する。
- ③ 国の専門家会議で示された感染拡大を予防する新しい生活様式の定着を要請する。

3 催物（イベント等）の開催について

- ① 全国的かつ大規模な催物の開催は、中止又は延期を要請する。
- ② 開催にあたっては、以下を目安としつつ、適切な感染防止策の実施を要請する。
 - ・屋内であれば 100 人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数とすること。
 - ・屋外であれば 200 人以下、かつ人と人との距離を十分（できるだけ 2 m）確保すること。

- ③ ②の人数に満たないイベントであっても、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、控えるよう要請する。

4 施設の使用について

- ① これまでにクラスターが発生した施設等については、引き続き休止の協力を依頼する。
キャバレー・ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、カラオケボックス、バー、ライブハウス、性風俗店、スポーツジム
- ② 大学については、各大学等と連携して、大学の再開に向けたガイドラインを作成し、各大学において、大学ごとの状況等を考慮した感染拡大予防マニュアルを作成し、教職員や学生に周知等を実施した上で再開するよう要請する。
- ③ その他の全ての施設の管理者に対し、業種別の感染拡大予防ガイドライン（内閣官房ホームページ掲載）を踏まえ、感染防止対策の適切な実施を依頼する。

5 職場への出勤等

事業者の皆様に対し、引き続き、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤の奨励等、人との接触を低減する取組の推進を依頼する。

職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組を適切に行うよう依頼する。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませ
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽 スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、別途、関係団体が順次作成している。

京都府における緊急事態措置の緩和判断基準の推移

緩和判断基準

- ① 新規陽性者数(7日間移動平均) : 5名未満
- ② 新規陽性者における感染経路不明者数(7日間移動平均) : 2名未満
- ③ PCR検査陽性率(7日間移動平均) : 7%未満
- ④ 重症者病床使用率(日ごと) : 20%未満

基準	5月14日	5月15日	5月16日	5月17日	5月18日	5月19日	5月20日
①新規陽性者数(7日間移動平均) 【5名未満】	1.57	1.43	0.86	0.86	0.29	0.29	0.14
②新規陽性者における感染経路不明者数 (7日間移動平均) 【2名未満】	0.14	0.14	0	0	0	0	0
③PCR検査陽性率(7日間移動平均) 【7%未満】	※ 1.0%	※ 1.0%	0.6%	0.6%	0.2%	0.3%	0.1%
④重症者病床使用率(日ごと) 【20%未満】	1.3%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%

※民間検査機関に依頼した行政検査を精査し、PCR検査実施件数を修正したため、報告値を訂正

新型コロナウイルス感染症に係る京都府内の感染状況について

令和 2 年 5 月 21 日
京都府新型コロナウイルス
感染症対策本部

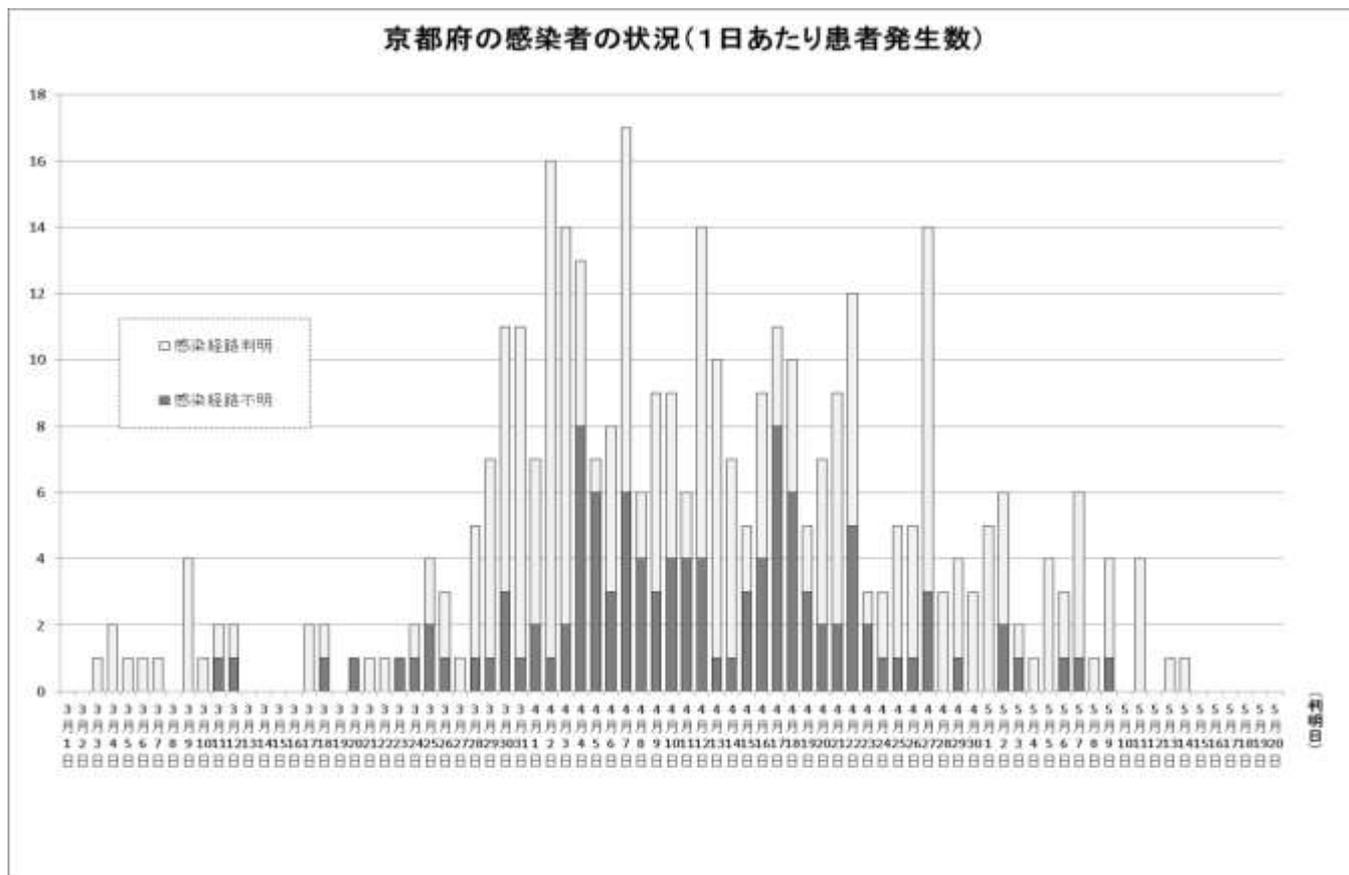
府内感染確認者総数	358 人	(5 月 20 日まで)
-----------	-------	--------------

(参考)

令和 2 年 5 月 20 日現在

PCR 検査実施人数	PCR 検査陰性者数	PCR 検査陽性者数	PCR 検査陽性者数					
			退院・ 勧告解除	入院中	宿泊施設	自宅療養	死亡	調整中
7,335	6,977	358	304	35	5	0	14	0

※退院又は勧告解除のための陰性確認の検査数は含まない。



府が所有する府民利用施設の再開等について

【考え方】 民間に対し休止の協力を依頼する施設と同種の施設は引き続き休止するが、その他の施設は、業種別の感染拡大予防ガイドラインを踏まえ適切な感染防止策を講じた上で順次再開する。

1 適切な感染防止策を実施した上で継続していた施設

- ・ 医療施設（洛南病院）
- ・ 府営住宅
- ・ 宿泊施設[集会の用に供さないもの]（丹後王国食のみやこ（ホテル・道の駅））
- ・ 社会福祉施設（障害児入所施設、児童養護施設、母子生活支援施設等） など

2 既に適切な感染防止策を講じた上で順次再開を決定している施設

- ・ 劇場等（文化芸術会館、府民ホール）
- ・ 博物館等（京都文化博物館、堂本印象美術館、図書館、京都学・歴彩館（ホール等を除く）、植物園等）
- ・ 宿泊施設[集会の用に供するもの]（ゼミナールハウス、マリーンピア等）
- ・ 都市公園（山城総合運動公園、丹波自然運動公園、伏見港公園、けいはんな記念公園等）内の屋外施設
- ・ 各施設の貸会議室 など

3 新たに適切な感染防止策を講じた上で順次再開する施設

- ・ 集会・展示施設（京都テルサ（多目的ホール）、パルスプラザ、京都学・歴彩館（ホール等）等）
- ・ 運動・遊技施設（サンガスタジアム by KYOCERA、島津アリーナ京都、丹後王国食のみやこ（ホテル・道の駅以外）等）
- ・ 都市公園（山城総合運動公園、丹波自然運動公園、伏見港公園）内の屋内施設 など

4 引き続き休止する施設

- ・ 運動・遊技施設 [スポーツジム]（京都テルサ（スポーツ施設）、丹波自然運動公園（トレーニングセンター）等）